

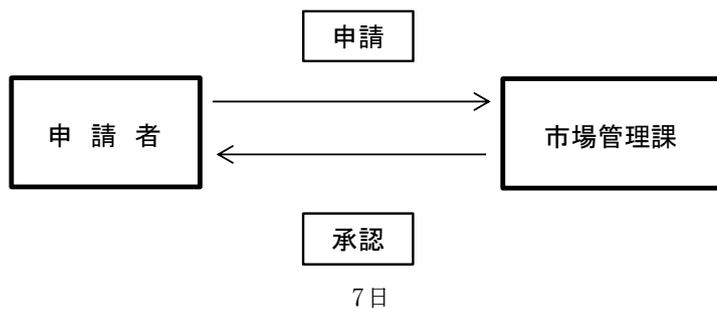
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 12

処 分 名	卸売業者の出荷奨励金の承認	
処 分 の 概 要	卸売業者の出荷奨励金について承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第63条第2項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<p>松山市中央卸売市場業務条例第63条第3項の規定、及び出荷奨励金交付承認要綱を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (出荷奨励金の交付)</p> <p>第63条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p> <p>出荷奨励金交付承認要綱</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。